

淀川水系 流域委員会

利水部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

No.4-5

合併号 2003年12月発行

平成15年9月2日(火)第4回利水部会、
平成15年10月24日(金)第5回利水部会
が開かれました。

CONTENTS

- 第4回利水部会の内容.....1
- 第5回利水部会の内容.....5
- 第5回利水部会の資料より抜粋.....8
- これまで開催された会議等について.....12
- 利水部会委員リスト.....13
- 配付資料及び提言の閲覧・入手方法・
ご意見受付.....14



第4回利水部会の内容

委員会、他部会の状況報告が行われたあと、部会意見とりまとめに向けた意見交換が行われました。その後、「水マネジメント懇談会」の資料に関して、委員と河川管理者による質疑が行われました。



第4回利水部会 結果概要

庶務作成

開催日時：2003年9月2日(火) 9:30～12:30

場所：ば・る・るプラザ京都 6階 会議室C

参加者数：委員9名、河川管理者12名、一般傍聴者93名

1 決定事項

- ・本日の議論を踏まえ、部会長が利水部会とりまとめ素案の修正を行い、9月5日の第24回委員会にて報告する。
- ・9月5日～9月20日の間に利水部会検討会を開催する。日程は後日調整する。
- ・福岡市で節水に関する条例が施行されたことに伴い、福岡市における節水、水需要抑制の背景や考え方を委員と庶務でヒアリングに行く。担当者的人選は部会長に一任する。

2 審議の概要

委員会、他部会の開催状況等の報告

資料1「委員会および各部会の状況報告(提言とりまとめ以降)」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

部会意見とりまとめに向けた意見交換

資料2-1「利水部会とりまとめ案」をもとに部会長より説明が行われ、その後、意見交換が行われた。主な意見は、「3 主な意見」を参照。

寺川委員からの説明と質疑応答

資料2-3「『淀川水系における水需要(都市用水)』グラフの問題点」をもとに、寺川委員より、「水マネジメント懇談会」の資料に関する意見の説明が行われ、河川管理者との質疑が行われた。主な質疑は、「3 主な意見」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名からの発言があった。

その他

- ・寺田委員より、「福岡市で節水に関する条例が施行された。利水部会として背景をつかんでおく必要があり、ヒアリングに行くべきだ」との提案がなされ、上記「1 決定事項」の通り決定

がなされた。

- ・スケジュール等について話し合わせ、上記「1 決定事項」の通り決定がなされた

3 主な意見

1) 部会意見とりまとめに向けた意見交換

とりまとめ全体・基本的スタンスについて

- ・10年ほど前、米国で水需要管理のような考え方が提唱されたが、当時その考え方はすぐには理解されなかった。水需要の管理・抑制という理念転換が、何故必要なのか、委員が共通の認識をもつとともに、広く一般に理解してもらうことが重要である。最終的には、個別の整備計画に対しても具体的に書いてもらうことを求めていく表現にすべき。

- ・とりまとめ案に使われている表現を、提言のスタンスにあわせて整合をとる必要がある。提言では、「ダム開発を出来る限り抑制する」というスタンスになっているが、とりまとめ案では、「新規水資源開発が必要かどうかを判断する」等となっており、全体的に表現が弱い。

利水部会の最大のテーマは、水需要管理をいかに具体化するかであるが、実際は、河川管理者は法的権限にしばられ、具体的な記述に至っていないため、淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)(以下、説明資料(第2稿))と提言の内容には食い違いが生じている。したがって、法律的な問題やインセンティブの活用なども含めて、何をどう見直していくべきか、構造的な議論が必要である。

- ・整備計画のスタンスと提言のスタンスが近づかず平行線をたどっている。河川管理者の権限を超えることに関する問題は、日本の河川行政全体にも言える話であり、淀川水系だけで実現するのは難しいのではないか。

説明資料(第2稿)の内容には不満があるが、河川管理者ばかりを責められない。我々流域委員会の方も議論が不足している。

平行線のまま終わるのはよくない。まだ、議論が足りない部分については、これからもしっかり議論していく必要がある。(部会長)

- ・河川管理者の法的な枠組みを超える部分については、流域委員会が良い川づくりを行うための応援団となって、「こんなことを実現してほしい」という提案を意見書に含めてはどうか。

賛成である。説明資料(第2稿)の水需要の精査・確認は「厳正に吟味する」となっているが、どういう視点で、どんな項目を吟味するのか等、流域委員会の方から言っていく必要がある。新しい理念にもとづいて、今後何をすべきか、具体的な提案を加えていきたい。何故、厳正に吟味されないといけないのかを、河川管理者、利水事業者が共に納得する必要がある。お互いの理解と協力体制がないと、これまでのような権威主義的な方法では実現できない。過去の取水実績、予測の計算式やパラメータ、利水事業者の財務内容、雨水利用や地下水など他の水源との関係など一つ一つを吟味し、委員会が意見として出していくべきだ。

「河川管理者に主体性がない」との指摘に関しては、なるべく人任せにしないようにしていきたい。しかし、河川管理者の権限を逸脱する部分については、そもそも整備計画そのものには書けないこともあるので、説明資料(第2稿)に示されている協議会の場等で、今後その都度補足で説明していくことを考えている。(河川管理者)

- ・説明資料(第2稿)は、従来の考え方の延長のままである。特に特徴的なのが、渇水への対

応についてであり、説明資料（第2稿）では利水安全度の確保がまず先にきているが、提言では水の再利用や雨水利用の可能性等も含めて、全体として克服していくこととし、この視点が抜けている。

利水安全度に関しては、最終的に利水者がどれくらいの安全度を求めるかである。利水業者ごとに利水安全度のばらつきが大きい場合、今後、水の転用が進むことによって改善されていくという意味では転用の効果があると認識している。（河川管理者）

- ・基本的スタンスの部分には、これからの日本を変えるという将来への誘導がほしい。
- ・説明資料（第2稿）の11ページ「2.3 利水」の現状認識の部分に、昭和30年代から際限なく進められてきた水資源開発が、河川環境に対して悪影響を与えてきたことに対する反省の念が見られない。

水需要の精査・確認に関して

- ・ダムに参画しない利水業者の水需要の精査・確認は、水利権更新時に行うことになっているが、これではスパンが長すぎる。2年くらいで定期的に行うべきである。

以前にも話したが、水利権更新の際の精査・確認では間に合わない。原案では、「ただちに精査・確認する」としてもらいたい。

ダムに参画するところの精査・確認は早急に行うが、その他の分でも200件もある。毎年順次対応することになっても、10年くらいはかかる。（河川管理者）

200件の審査なら、10年もかからないのではないか。

精査のレベルによる。精査が物理的にできないということではなく、他省庁で既に認可されているものなど、法的な枠組みの中で調整に時間がかかるということである。（河川管理者）

河川管理者は、水利権を与える側なのだから常時チェックできるはずである。

取水量の実態であるなら、農業用水以外はすぐにチェックできるが、需要予測については、都度あがってくるものではないため、常時チェックというわけにはいかない。（河川管理者）

水利権の見直しと用途間転用に関して

- ・水利権の用途間転用の考え方について、資料2-2の30ページに示した。例えば、大阪市で水が余っており、大阪府で水が足りない場合、3年～5年くらいの契約で水を融通しあうなど現行の枠組みの中でできることもある。用途間転用は、それほど難しいことはないと思われる。大阪市は昔から多くの水利権を保有していたが、大阪府は比較的後に水利権を手に入れた。そのため、投資額が大きい割に、水量は不足しがちである。これらを改善するため、水を受け取ることに自身に対して課金していくようなシステムにできないか。
- ・水マネジメント懇話会が提言した、「渇水時に投資に応じて配分を行う」という渇水調整のルールは、間違っていると明確に指摘すべきである。
- ・水需要を抑制することによって確保できた水は、再配分するのではなく、環境保全に活かすべきという方向ではないのか。

その他

- ・渇水調整会議に住民の参加がないことは問題である。節水には、住民の協力が欠かせない。

- ・このたび、福岡市で節水に関する条例が施行されたが、利水部会としてそのような条例ができた背景や考え方等をつかんでおく必要がある。数名の部会委員と庶務でヒアリングに行っ

てはどうか。
部会としてヒアリングに行くこととする。担当者の人選については、部会長に一任いただきたい。（部会長）

2) 寺川委員からの説明と質疑応答

- ・淀川水系のダムの実力低下を示すグラフに、滋賀県の水需要を含めるのはおかしいのではない

か。滋賀県は、主に琵琶湖からの直接取水と流入河川からの取水で水を賄っている。「水マネジメント懇談会」がこうした資料に基づいているとすれば、判断の誤りにつながる。

確認の上、必要があればまたご報告させていただく。ただし、あのグラフ一枚でダムの必要性を判断しているわけではない。各々の利水者の現状に合わせて議論している。（河川管理者）

3) 一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者2名から意見が出された。

- ・この「利水部会とりまとめ（案）」の内容はありがたい。このとりまとめ案の内容に加えて、「これまで以上の水供給はできません」というくらいの方針転換を言ってもらいたい。
- ・流域委員会に利水（下水処理水と農水の水量、用途間転用等）に関する意見を提出した。本日配布された参考資料1に掲載されているので、是非ご覧いただきたい。

以上

議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第4回利水部会配付資料リスト

資料リスト		資料請求 No
議事次第		L4-A
資料1	委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）	L4-B
資料2-1	利水部会 とりまとめ案	L4-C
資料2-2	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料」に関する利水部会からの中間意見書案	L1-D
資料2-3	「淀川水系における水需要(都市用水)」グラフの問題点:寺川委員からの提供資料	L4-E
資料番号なし	利水部会とりまとめに対する意見(2003.09.01 18:00までに受けつけたもの)	L4-F
資料番号なし	利水部会取りまとめ案意見:寺川委員からの意見	L4-G
資料3	9月～10月の委員会、部会、運営会議の日程について	L4-H
参考資料1	委員および一般からのご意見	L4-I

第5回利水部会の内容

委員会、他部会の状況報告が行われたあと、部会意見とりまとめに向けた意見交換（利水部会意見、整備内容シートについての意見）が行われました。



第5回利水部会 結果概要

庶務作成

開催日時：2003年10月24日（金） 13:00～15:00

場 所：カラスマプラザ21 8階 大ホール

参加者数：委員9名 他部会委員2名 河川管理者13名 一般傍聴者100名

1 決定事項

- ・ 部会長は、本日の議論をもとに部会意見の修正案を作成して各委員に意見照会を行う。最終的な修正は部会長に一任することとなった。本日の部会を最後とし、今後改めて部会は開催しない。

2 審議の概要

- ・ 庶務より、資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。
- ・ 部会長より、資料2-2「利水部会意見（案）031015版」について説明がなされ、意見交換が行われた。主な意見は、「3 主な説明と意見（利水部会意見（案）031015版）についての意見交換」を参照。
- ・ 資料4-1「整備内容シートについての意見案（意見書作業部会とりまとめ案）（031019版）」の利水の部分について意見交換が行われた。主な意見は、「3 主な説明と意見 ②整備内容シートについての意見（案）についての意見交換」を参照。

3 主な意見

①利水部会意見（案）031015版についての意見交換

- ・ 「1 基本的な考え方」の第3パラグラフの文末が「上記転換は可能である。」とある。しかし琵琶湖・淀川水系では、利水の水量面からいっても既に十分な安定した確保がされているという点から言えば、「転換の条件は整っている」と表現した方が適切である。
- ・ 新聞記事にあるように、各地域が抱える事情（例えばダム計画の変更・廃止や水利権転用を決定するには県議会の同意を要する、と定めた滋賀県の条例）について、具体的対策も含め、部会意見の中に盛り込むべきではないか。
→部会意見は、基礎原案に対する意見書として位置づけられるため、基礎原案で述べられていない「各地域が抱える事情」が抜けるのは当然のことである。しかしながら、大事な論点でもあるので、部会意見の中で述べるべきではないか。

→地域の事情は流動的なことが多いため、そこまで意見書に書く必要はないと思われる。意見書に委員会としての考え方を示しておけば、河川管理者は尊重のうえ対応に取り組んでいただける。

→新聞記事にあるように、一方では、各地域が抱える事情の中に国からの補助金制度という財政的な問題が根本にある、ということを河川管理者には踏まえておいていただきたい。

- ・ 委員会意見書で「基礎原案では、『水需要の予測』について触れられていない」と指摘しているのに、部会意見で「水需要の予測」について述べられていない。「水需要の予測」の項目を新たに設けるべきである。

→「1 基本的な考え方」の最後のパラグラフでは、「新規の水資源開発は行わないという原則のもと、水需要の抑制・管理を進める」としただけの記述になっているので、需要予測についてはここに追記すべきである。

→需要の予測は、予測の数字がどういふ根拠に基づいて出てきたのかを精査確認しないと意味がない。したがって「2)水需要の精査確認」の中に位置付けることができるのではないか。需要予測は河川管理者の権限の話ではないが、流域委員会で議論してきたことでもあるし、意見書には盛り込みたい。

→「2) 水需要の精査確認」から「水需要の予測」に関する内容を引き出した上で、「水需要の予測」の項目を新たに加えることとする。（部会長）

- ・ 委員会としては、ダム計画の議論は1年以内にやりたいと河川管理者に対し強く要望している。部会意見の中でも水需要の精査確認を「早急に」ということで特に強調してもらいたい。

→「2) 水需要の精査確認」の最後のパラグラフの文末が「～早急に実施されることを期待する」となっているが、ここで具体的な期間を示すことは難しいとしても、もう少し強い表現にすべきである。

- ・ 「整備内容シートについての意見」の「利水-2」では、「～利水安全度の実力低下として新たな水資源開発の口実に用いられることがあるため、前提から除外すべきである。」とあるが、部会意見では「4) 既存水資源開発施設の再編と運用の見直し」の中で触れられているだけで、詳しくは述べられていない。「整備内容シートについての意見」との整合性を図る上でも、利水安全度についての内容を充実させるべきではないか。

→利水安全度については、これまで利水部会で議論されてきたことを踏まえ、新たな項目を立てて追記したい。（部会長）

- ・ 地球温暖化に伴う少雨・少雪傾向の問題について、部会で議論したことを意見書でも触れておくべきではないか。

→これまでに河川管理者にいただいた雨量の資料を見ると、10年とか20年というスパンで比較されており、確かにその比較では少雨化傾向にあると言える。しかし、100年の長いスパンで見ると、本当に少雨化傾向にあるとは言えないのではないか。

→少雨化傾向については、「4) 水資源開発施設の再編と運用の見直し」で少し触れているが、加筆したい。（部会長）

②整備内容シートについての意見（案）についての意見交換

- ・ 「水利権の審査については、水利権の更新時のみではなく、定期的に行うべき」となっているが、審査の項目によっては、頻繁に審査する必要がないものもあると思われる。

→整備内容シートの意見案では、毎年か3年ごとの審査が必要となっているが、この点に関して河川管理者としてはいかがか。

- 水需要予測は、利水者から提出されたタイミングでしか審査はできない。ただ、実態としての水需要は日々管理している。(河川管理者)
- ・新たな渇水調整方式について、利水部会意見の「(2) 渇水への対応」の部分にある意見と、「整備内容シートについての意見(案)」の「利水-4」の部分の意見では、少し違いが見られるので、整合性をチェックしていただきたい。(河川管理者)
- 新しい渇水調整のルールについては、委員間でも認識に違いがあるため、もう一度説明をしていただきたい。
- これまでは、渇水時に流域全体で一律に取水制限を行ってきたが、水マネジメント懇談会では、「投資に応じて配分を見直す。具体的な基準は、各流域で検討する」ということになった。淀川水系では、まだ明確な基準はないが、投資とは投資額のことではなく、開発容量等のことであると理解してもらいたい。(河川管理者)

③一般傍聴者からの意見聴取

- ・一般傍聴者1名より、「意見書は明解な主張が多く有難い内容だ。新聞記事等を見る限り、これから委員会の役割はますます重要になるが、周囲の雑音に惑わされることなくやってほしい」との旨の発言があった。

④その他

- ・意見書最終とりまとめ作業の進め方について議論がなされ、上記「1 決定事項」の通り決定がなされた。

以上

※議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第5回利水部会配付資料リスト

資料リスト		資料請求 No
議事次第		L5-A
資料1	委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)	L5-B
資料2-2	利水部会意見(案) 031015版	L5-C
資料3-1	淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書 第I部 -河川整備の方針について(案) 031019版	L5-D
資料3-2	意見書第I部 河川整備の方針について(案)031019版への意見 (2003/10/23 17:30現在)	L5-E
資料4-1	整備内容シートについての意見案(意見書作業部会とりまとめ案) 031019版)	L5-F
資料4-2	整備内容シートについての意見案(意見書作業部会とりまとめ案) 031019版) への委員からの意見(2003.10.23 17:30現在)	L5-G
資料5	10月~12月の委員会、部会、運営会議の日程について	L5-H
共通資料	淀川水系河川整備計画基礎原案: 河川管理者からの提供資料	L5-I
参考資料1	委員および一般からのご意見	L5-J
参考資料2	淀川水系河川整備計画基礎原案に対する委員からの意見	L5-K

第5回利水部会の資料より抜粋

第5回利水部会では、資料2-2「利水部会意見(案) 031015版」をもとに、部会意見のとりまとめに向けた意見交換が行われました。以下に、資料よりその全文を掲載いたします。

利水部会意見(案)031015版

1 基本的な考え方

従前、利水にあつては水需要増を前提に、また利水者・自治体等による用途別の水需要予測の積み重ねをもとに、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により確保するという方式がとられている。こうした河川水への開発依存にあつては、河川の流量はもともと有限であり、取水量にも河川環境からの制約があるため、際限なく水資源を開発することはできない。また、ダムや堰はいずれも河川およびその周辺の自然環境を悪化させる。

流域委員会は利水にあつては、これまでの「水需要予測の拡大に応じて水資源開発を行う水供給管理」という考え方を、新たに「水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理・抑制する水需要管理」へと転換する必要があると提言した。

とりわけ琵琶湖・淀川水系にあつては琵琶湖総合開発事業をはじめとする水資源開発が実施され、利水の水量面での安定化はかなりはかられてきており、上記転換は可能である。

この点「基礎原案」では「4. 河川整備の方針」の「4.4 利水」の項において、その第1の項目に「水需要の抑制」をかかげ、その具体化事項として水需要の抑制、水需要の精査確認、水利権の見直しと用途間転用、既存水資源開発施設の再編と運用の見直し、を盛り込んでいることは「提言」にある利水についての理念転換としての「水需要管理」の考え方に則り、その基本的内容を具体化するものであり、高く評価できるとともに、注目に値する。

しかし、原案に理念転換に根差した具体的整備方針を表しているにもかかわらず、基本的な理念転換の考え方が伝わってこない。それは「3. 河川整備の基本的な考え方」の項において、利水についての理念転換の考え方が明確にされていないからであり、かつ何のための「水需要抑制」であるのかということが明記されていないからであろう。

そこで、「3. 河川整備の基本的な考え方」の項の6.にかかげられている4つの項目の一つに、利水についての基本的な考え方として新しい理念を明確にする意味で、「利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わないものとし、水需要の抑制・管理を進める。」との主体的な姿勢を明記すべきである。

2 各項目別の指摘事項

近畿圏は琵琶湖・淀川水系の豊富な水資源に支えられ、他の地域と比べて相対的に安定した水利用が実現してきたのであり、その結果1人当たり水需要量は比較的高い水準になっている。このような状況から、近畿圏において水需要を抑制することは可能であり、水資源開発に伴う経済的費用および環境への負荷を鑑みると、むしろ積極的に水需要の抑制を進めていくべきである。

しかしながら、このような努力をしたとしても、人口や経済活動の変化により、利用できる水資源量(水利権量)以上に水需要が大きくなる利水者が出てくることは否定できない。そのような場合でも、すでに自らの需要量に対して過大となった水利権を持っている利水

を計ること、また地下水の適正利用、雨水利用および再生水の利用等により、必要な水源を確保することが十分可能であり、河川水の新たな利水量の開発は行うべきではない。

なお、少雨による異常渇水が生じた場合には、利水者間で協調した節水努力を行うとともに、水源を融通しあう体制を整備することによって渇水を乗り切るべきである。

(1) 水需要の抑制

1) 水需要の抑制

- ・水需要の抑制に関して、「基礎原案」の「4. 河川整備の方針 4.4 利水」の項では、「再利用や雨水利用を含めた具体的方策により、水需要の抑制を図るべく、利水者、自治体等関係機関、住民との連携を強化する。」と述べられている点については、今後の水需要の抑制に踏み込んだ表現として注目に値する。しかしながら、「5. 具体的な整備内容」では、その具体的な実施内容についてまったくふれられていない。この点について、今後の計画を明確に示すべきである。
- ・「水需要の抑制」には、主に、政策的に水需要の抑制へ誘導する方策と具体的な節水対策とがあり、この両者がうまく機能することにより、水需要の抑制が可能になると考えられる。しかしながら、「基礎原案」ではこのいずれの事項にも全くふれられていないという点で不十分である。
- ・水需要の抑制へ誘導する方策に関しては、逓増料金体系等の費用負担のあり方、これを実現するための制度・条例等の仕組みについて調査・検討していくことが必要である。また、水の費用負担に関して、水需要を抑制する努力に対して費用負担が軽くなる、あるいは取水量の増加に伴って費用負担が重くなるような制度を導入すべきである。
- ・節水対策としては、雨水利用や排水などの再利用を図るべきであり、これらを可能とするための節水技術・節水機器の現状と将来動向などについて把握しておく必要がある。この節水方策と前記の誘導的な方策をあわせて水需要の抑制を実効あるものとするべきである。参考にすべき例として、水事情がかなり異なっているものの、福岡都市圏で取り組まれている節水施策、条例等がある。
- ・水利権審査にあたって水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)を精査確認するとなっている。この際、利水者が、具体的な節水計画・節水目標をもっているか、また、送水・浄水ロス率の改善、漏水防止の努力等を行なっているかについても評価すべきである。
- ・水需要管理協議会の場においても、協議事項に、日常的な節水施策を取り入れるべきである。

2) 水需要の精査確認

- ・水需要は水利権更新の際に精査確認するとしているが、水利権更新に至る迄の期間が、相当長くなるものがあり、また、与えている水利権と現実の使用実態に大きな乖離を生じているものがあると考えられる。こういった点から、水需要の精査確認は、実態を調査の上、権利と実態の乖離が大きいものから見直し計画を立て早急を実施していくべきである。

- ・現在事業中の各ダムに関わる水需要の精査確認は早急を実施すべきである。
- ・現状の水需要予測では、利水者が過去の実績値から将来の水需要を推測し、各々の利水者の水需要を積み上げる方式が用いられている。こういったことでは需要抑制のための雨水利用や再利用への取り組み、節水の努力や節水技術の進展が反映できない。このような観点を取り入れた精査確認が必要である。
- ・こういった点から、河川管理者は、水需要の精査確認にあたって、自らが流域全体の水需要を把握・予測する姿勢も持つべきである。常日頃から水需要の実態動向を把握し、雨水利用や再利用・節水の努力や節水技術の進展を盛り込んだ水需要予測を行なって、利水者が的確な水需要の予測を行っているかどうかを検討できる体制を整えておく必要がある。
- ・水需要の精査確認の結果を公表することは透明性の確保という点から歓迎する。そのためには、河川管理者と利水者が相互に水需要の精査確認の必要性を明確に共有し、理解・協力できるようにしておく必要がある。
- ・水需要の精査確認、水利権の見直し及び適切な用途間転用を行なうことによって、将来の適正な利水容量の把握と利水の適切な再配分計画が可能となり、既存水資源の有効利用と河川環境の維持・保全に寄与する。こういった点から、水需要の精査確認、水利権の見直し及び適切な用途間転用が、早急を実施されることを期待する。

3) 水利権の見直しと用途間転用

- ・「水利権の見直し」の表現は、通常の水利権更新の考え方のみであり、新規水資源開発の際の考え方が示されていない。
- ・用途間の転用は、水需要の精査確認を行って、新規水需要に対して、他の事業者等に余裕があればそれを融通するということである。転用の意義と目的を明確にすべきである。
- ・この水融通を円滑に行うために、転用のルールを提案するのがここで記載すべき具体的な整備内容のはずである。利水部会からその考え方のたたき台が示されているので、検討して河川管理者の「水需要管理」の姿勢を一層鮮明にする必要がある。
- ・用途間転用は転用元・転用先の調整が安定供給、費用負担を含めて協議されるのであろうが、具体的に大阪臨海工業用水道、大阪府営工業用水道、尼崎市営工業用水道を取りあげ、河川管理者が自らその可能性を検討することは評価され、推進すべきである。望むらくは用途間転用は工水から上水だけでなく、農水から上水へ、上水から上水へ、農水から農水への可能性も検討できないか。
- ・水利権更新案件に農水関連が多い。すでにふれているが、農水の水利用実態把握、慣行水利権の許可水利権化にあつて農政との連携・協働をさらに進めるべきである。

4) 既存水資源開発施設の再編と運用の見直し

- ・既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを行い、水資源の有効活用を図ることは新規水資源開発を原則として行わないことに結びつくもので望ましい方向である。
- ・取水実態をより的確に把握した上でダムによる効率的な補給をはかることは当然であり、

これまで開催された会議等について

第5回利水部会 平成15年10月24日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回 ~第6回	平成13年開催	第1回 ~第8回	平成13年開催	第1回 ~第10回	平成13年開催	第1回 ~第6回	平成13年開催
第7回	H14/2/1(金)	第9回	H14/1/24(木)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第12回	H14/2/5(火)	第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/3/13(水)	第13回	H14/3/14(木)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第12回	H14/4/7(日)	第14回	H14/4/5(金)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第13回	H14/5/12(日)	第15回	H14/5/27(月)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第16回	H14/6/24(月)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第15回	H14/6/17(月)	第17回	H14/7/31(水)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第16回	H14/7/4(木)	第18回	H14/9/24(火)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第17回	H14/8/8(木)	第19回	H14/10/29(火)	第15回	H14/10/17(木)
第16回	H15/1/17(金)	第18回	H14/10/3(木)	第20回	H14/12/13(金)	第16回	H14/11/8(金)
第17回	H15/1/24(金)	第19回	H14/11/9(土)	第21回	H15/7/5(土)	第17回	H14/12/12(木)
第18回	H15/2/24(月)	第20回	H14/12/14(土)	第22回	H15/8/26(火)	第18回	H15/7/1(火)
第19回	H15/3/27(木)	第21回	H15/1/29(水)	第23回	H15/10/13(月)	第19回	H15/9/2(火)
第20回	H15/4/21(月)	第22回	H15/5/19(月)	第24回	H15/10/23(木)	第20回	H15/10/9(木)
第21回	H15/5/16(金)	第23回	H15/6/10(火)	環境・利用部会	治水部会	利水部会	住民参加部会
第22回	H15/6/20(金)	第24回	H15/7/18(金)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/2/24(月)
第23回	H15/7/12(土)	第25回	H15/8/25(月)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)
第24回	H15/9/5(金)	第26回	H15/9/24(水)	第3回	H15/3/27(木)	第3回	H15/4/11(金)
第25回	H15/9/30(火)	第27回	H15/10/23(木)	第4回	H15/4/14(月)	第4回	H15/4/18(金)
第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第5回	H15/4/14(月)	第5回	H15/5/27(火)
第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第6回	H15/8/25(月)	第6回	H15/8/28(木)
第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/10(木)	第7回	H15/10/15(水)	第7回	H15/10/23(木)
第4回	H15/4/17(木)	第4回	H15/4/14(月)	設立会	H13/2/1(木)	シンポジウム	H14/6/23(日)
第5回	H15/5/29(木)	第5回	H15/8/25(月)	発足会	H13/2/1(木)	拡大委員会	H14/11/13(水)
第6回	H15/8/25(月)	第6回	H15/8/25(月)	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)	提言説明会	H15/1/18(土)
第7回	H15/10/15(水)	第7回	H15/10/15(水)	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)		

検討の上、実施されたい。

- ・既存水資源開発施設の容量の再編にあつては、水需要の精査・確認とあいまつて、その必要性が十分検討される必要がある。また、一方の利水容量の再編が河川の流況と自然環境に及ぼす影響や、容量再編の規模、費用負担のあり方を含め、代替案比較等、十分検討する必要がある。
- ・少雨化傾向、水供給の実力低下、利水安全度の低下、渇水頻度の増大は一連の現象であるとの認識の下、それらの対応を安易にダムに頼ることなく、水量的には農水や下水処理水の還元水の存在(すでに考慮済みか)、実際に使っていない未利用水量あるいは容量があるとすればその活用、水需要の抑制による利水安全度の向上、既存のダムの効率的運用、治水等含めた水位管理の見直し等の施策も踏まえ、様々な代替案を検討すべきである。
- ・既存水資源開発施設の運用については、すでに既設ダム群の連携・統合運用につとめているが、さらにその実を高めるべく利水実態の把握や統合運用ルールの高度化を図るべきである。

(2) 渇水への対応

- ・緊急的な渇水時対応でなく、渇水時の被害を最小限に抑える対策として平常時の情報交換はもとより早い段階からの情報提供を行い、取水調整の円滑化をはかるとともに節水の呼びかけを行う。
- ・現行の取水実績に応じた渇水調整ルールでは、水を多く使用していたユーザーが、渇水時には優遇されることになり、平時からの水の抑制につながりにくい。また、提案にある各利水者間の安定供給確保への努力(投資)に応じた渇水調整方式では、利水者の困窮度を反映しないばかりか投資力のあるユーザーが有利になるような弱者切捨てにつながるおそれがある。渇水調整のルールは、互譲精神に則り、水の融通性を高め、水の使用抑制が進むインセンティブが働くようなルール作りを行うべきで、そのためにも一つの要素として水需要抑制の努力が反映されるような新たな渇水調整方式の確立が望まれる。
- ・森林の保水力を高めておくことも必要であり、水源涵養林等への河川管理者のかかわりを強めるべきではないか。

(3) 渇水対策会議の改正を調整---水需要管理協議会

- ・渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議の開催をさらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策を含め、総合的に検討するための組織として水需要管理協議会を設置することは参加メンバー、協議事項とあわせ高く評価したい。調整が必要と思われるが新しい協議会への移行を進められたい。
- ・流域全体での期別ごとの利水関連の情報が一元管理され、協議会メンバーが情報共有できるようなモニタリング、情報共有システムの整備も必要である。
- ・水需要管理協議会における住民の参加は必要であり、参加メンバーとして市民団体、地域住民など3名程度の複数名が参加すべきである。

利水部会委員リスト

2003.10.24現在
(五十音順、敬称略)

No.	氏名	対象分野	所属等	兼任状況
1	池淵 周一 (部会長)	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	猪名川部会 治水部会
2	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	淀川部会 治水部会
3	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	淀川部会 住民参加部会
4	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	木津川源流研究所 所長 三重大学人文学部 非常勤講師	淀川部会 環境・利用部会 住民参加部会
5	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会 環境・利用部会
6	寺田 武彦	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	淀川部会 住民参加部会
7	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会
8	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員 (住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	猪名川部会 環境・利用部会
9	横村 久子 (部会長代理)	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	淀川部会 環境・利用部会
10	榭屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会 環境・利用部会 治水部会
11	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	琵琶湖部会 住民参加部会

注 対象分野欄の)は委員の専門を示しています。



配付資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び提言は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。



ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名 または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail k-kim@mri.co.jp

■TEL 06-6341-5983

■FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務
(株)三菱総合研究所 関西研究センター内

淀川水系流域委員会

利水部会ニュース No.4-5

2003年12月発行

【編集・発行】 淀川水系流域委員会

【連絡先】 淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2 (近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E-mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。

この印刷物は再生紙を使用しています。